

12月は給与などに係る源泉所得税の年末調整の月です。

大部分の給与所得者は、年末調整により、その年の納税を完了することになります。年末調整が正しく行われるためには、勤務先に扶養親族や保険料などの申告を正しく行うことが大切です。

平成30年分以後の所得税については、配偶者控除および配偶者特別控除の控除額などが次のとおり改正されました。

○配偶者控除および配偶者特別控除の控除額の改正

①給与所得者の合計所得金額が1000万円を超える場合、配偶者控除の適用を受けることができないこととされました。

②対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下とされました。

○扶養親族等の数の算定方法の変更

扶養親族などの数の算定に当たり、配偶者が源泉控除対象配偶者に該当する場合には、扶養親族等の数に1人を加えて計算し、また、同一生計配偶者が障

害者に該当する場合には、扶養親族などの数に1人を加えて計算することとされました。

○給与所得者の扶養控除等申告書などの様式変更など

「給与所得者の配偶者特別控除申告書」が「給与所得者の配偶者控除等申告書」に改められたことから、配偶者控除または配偶者特別控除の適用を受けようとする給与所得者は、その年の年末調整の時までに給与などの支払者に当該申告書を提出しなければならぬこととされました。

マイナンバー制度導入に伴い、給与所得者は「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に給与所得者本人、控除対象配偶者、控除対象扶養親族等の個人番号を記載する必要があります。

◎問い合わせ先

出水税務署
☎(62) 0200 「直通」

長島町地域包括支援センターだより

11月11日は介護の日です

高齢化などにより介護が必要ながたが増加している中、介護にまつわる課題は多様化しています。

多くのかたに介護を身近なものとして捉えていただくとともに、それぞれの立場で介護について考え、関わる必要があります。そのため、介護についての理解と認識を深め、地域社会における支え合い交流を促進する観点から、介護について考える日として、11月11日を介護の日と定めています。

働きながら介護をしているかたは、仕事と介護を両立させるために、要介護者（要支援者）への介護保険サービスを上手に利用していくことが重要です。介護について分からないことや困ったことがあれば地域包括支援センターに相談しましょう。

当センターでは、地域の高齢者がいつまでも住み慣れた場所で安心して生活することができるよう、介護に関する専門職が相談に対応します。一人や家族だけで抱え込まず、相談することでも軽くなり、次の支援策も見つかります。

◎問い合わせ先

長島町地域包括支援センター
☎(86) 1153 「直通」

